

令和3年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針

東広島市教育委員会

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法（平成18年法律第120号）や学校教育法（昭和22年法律第26号）で明確に示された教育の理念や目標及び小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示された各教科の目標や内容等に則り、広島県教育委員会の指導・助言のもと、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

3 開かれた採択の推進

次の事項について、採択後、公表する。

- (1) 採択結果及び採択理由
- (2) 調査研究報告書
- (3) 教育委員会会議の議事録
- (4) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

4 手続等

(1) 小学校用教科用図書について

令和3年度使用教科書は、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載された教科用図書のうちから行う。

イ 教育委員会は、教科用図書の調査研究及び選定に関する事項について、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会（以下「選定委員会」とする。）に諮問し、選定委員会からの答申を受ける。

ウ イの答申を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

ア 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書」という。）の使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合において、検定済教科用図書又は文部

科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときに限られる。したがって採択は、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、原則、文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に掲載された図書のうちから行う。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、選定理由書を教育委員会に提出する。

ウ イの選定理由書を受け、教育委員会は、教育委員会会議において教科用図書を採択する。

(4) 採択の時期について

採択は、令和2年8月31日までにを行うものとする。